

令和6年度第2回朝日村国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和7年2月20日（金）PM7：00～
2. 場 所 朝日村役場 大会議室
3. 出席者 山田裕一 塩原ふさ子 上條直美
濱坂正彰 高橋廣美 中村元信
上條典泰 筒井里佳
4. 事務局 小林村長 越川副村長 上條住民福祉課長
稲田課長補佐 中原担当係長
5. 会議録署名委員 塩原ふさ子 上條直美
6. 議題
 - （1）令和6年度決算見込みについて
 - （2）令和7年度当初予算案について
 - （3）事業費納付金と保険税について
 - （4）資格確認書および資格情報のお知らせについて
 - （5）子ども・子育て支援金制度について
 - （6）朝日村の健康に関する現状について

7. 議事

○住民福祉課長挨拶

みなさんこんばんは。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日都合により欠席されます委員さんについてご報告させていただきます。曾根委員と三村委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告いたします。それでは少し早いですが皆様ご着席いただきましたので始めさせていただきます。

副会長より開会を申し上げます。

○副会長

こんばんは。只今から、令和6年度第2回朝日村国民健康保険運営協議会を開会いたします。

○住民福祉課長

それでは、高橋会長よりご挨拶申し上げます。

○高橋会長

皆さんこんばんわ。大変お忙しいなかお集まり頂きましてありがとうございます。今回の運協ですが、新しい制度が始まるということでその辺の説明を加えていただきながら、皆様に慎重にご審議いただければと思います。よろしくお願い致します。

○住民福祉課長

ありがとうございました。続いて小林村長よりご挨拶申し上げます。

○小林村長

こんばんは。日頃より村政にご協力いただきましてありがとうございます。寒いですが雪が降らなくて行政としては困っています。一昨年、水不足に陥って皆様に節水をお願いしなければならなくなりました。今シーズンも1日だけ節水のご協力を呼びかけましたがお陰様で、水源地の施設の入れ替えをしております。一番大事な水をろ過する機能を、今まで砂を通してろ過していたのを繊維の膜を通してろ過するというものが去年の秋に完成しました。それにより30%、浄化能力が上がりました。それと御馬越水道というものがあましてそこと直結して水量を増やしたという2つの対策を取って今は順調に供給できております。そんな運協とは関係ない話ですが日常生活の中で雪が降らなくて困っているということですので降ってもらわないと夏に水が危なくなるということにならないようにと思っております。いずれにしろ2つ程対策を取っておりますので一昨年のようなことはなく運営ができております。この会とは違う話ではありましたがお話をさせていただきました。本日はよろしくお願い致します。

○高橋会長

はい、それでは、始めたいと思います。はじめに会議録の署名委員の指名をさせていただきます。事務局署名委員の指名をお願い致します。

○事務局・中原係長

はい、議事録署名委員は塩原ふさ子委員と上條直美委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願い致します。

○高橋会長

それでは第1事項に入りたいと思います。令和6年度決算見込みについて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局・中原係長

「1）令和6年度決算見込みについて」 説明

○高橋会長

ただいまの件に関しましてご質問とご意見等がありましたらお願いいたします。

○A委員

今の説明で増加の要因は医療費の増加でがんの治療をされている方が増えているということですが、今国会で色々と言われているがん治療が高額という問題が出ていますがそれとは関係がありますか

○高橋会長

どうでしょうか

○事務局・中原係長

はい。高額療養費のことだと思いますがそういったものにつきましても給付の対象になっておりますので関係あると思います。

○A委員

ということは国の方針によって保険料の増減というのが在りうるということですか。村としては国が決めることだからどうしようもないということだと思いますが。その辺だけもう少し明確にできれば。難しいことだと思いますが。ありがとうございます。

○小林村長

その辺はまだ決まってないよね。

○事務局・中原係長

まだです。

○高橋会長

他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは第2事項の令和7年度当初予算案についての説明をお願いします。

○事務局・中原係長

「(2) 令和7年度当初予算について」説明・途中

○小林村長

そのところ、保険税の決定のところを詳しく説明をお願いします。

○事務局・中原係長

そこにつきましては現在行われている確定申告がありまして、確定申告のデータを元に6月に住民税の課税のデータが決まります。そうしますと国保に加入されている被保険者の皆さんの所得が決まってきますので国民健康保険では7月に課税させていただいております。課税データが整うのがおよそ5月頃になるものですから、課税データが整ったところで試算させていただき実際の税率を制定し保険税を決めさせていただきたいと思っております。

以下、「(2) 令和7年度当初予算について」説明

○高橋会長

ただいまの件に関しましてご質問とご意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。続きまして『(3) 国民健康保険税改正について』説明をお願いします。

○事務局・中原係長

「(3) 事業費納付金と保険税について」説明

○高橋会長

ただ今の説明についてご意見。質問等ご意見があればお願いします。

○A委員

私は年金生活をしておりますが、年金から後期高齢者保険税や介護保険料等が引かれていますが、年々高くなっているように感じます。国が決めることなので仕方ない部分もあると思いますが村としての対策と言いますか、軽減できる要素のようなものはありますでしょうか

○高橋会長

村長、よろしいですか

○小林村長

はい。ひとつ前の表にあるように介護分は基金から厚く充てています。現状は。ということでなるべく負担を軽くするようにやっておりますが、基金を底つかせるわけにはいきませんので、ある程度の基金は維持しつつ少しずつ負担を減らしていくということになっております。またそれは5月に正式に、去年、一昨年の農業所得が決まってくると先ほど話した通り税率をどうするか、とういことになっておりますのでまた詳しく往査してもらいたいと思います。

○高橋会長

他にどうでしょうか。よろしいですか。

それでは『(4) 資格確認書および資格情報のお知らせについて』について説明をお願いします。

○事務局・中原係長

「(4) 資格確認書および資格情報のお知らせについて」説明

○高橋会長

はい。ただ今の説明についてご質問・ご意見などありましたらお願いします。

○A委員

はい。令和6年12月移行にマイナ保険証を有する人は資格情報のお知らせと資格確認書というのは貰えないのでしょうか

○事務局・中原係長

はい。現在は昨年7月に発行した保険証がお手元にありましてそちらの有効期限の範囲内ですので、新たに皆様のところに発行されるのは今年7月の時に資格確認書もしくは資格情報のお知らせを送付させていただくという形になっております。

○A委員

マイナ保険証を持っても、その資格証明書は使えるということですよね

○事務局・中原係長

えー、資格確認書のことでしょうか

○A委員

お店に行ったときに、マイナ保険を出さなくてもその証明書を出せば受け付けてもらえるという形でいいんですか

○事務局・中原係長

マイナ保険証を持っている方に送付するのは資格情報のお知らせですが、そのことよろしいでしょうか

○A委員

それは来ないんですか

○事務局・中原係長

資格情報のお知らせは7月のタイミングで…

○小林村長

資格確認書は出さないんだよね

○A委員

証明書は出してもらえないんですか

○小林村長

資格情報のお知らせだよね？今度からマイナンバーカードを使うということだよね

○事務局・中原係長
そうです

○住民福祉課長
(資格情報のお知らせの資料を示し) これが発行されるということですか

○事務局・中原係長
そうです。資格確認書はマイナンバーカードを持っていない方に交付されるようになりまして、もしどうしても今まで通り紙の保険証がいいということであればマイナ保険証の利用登録の解除の申請をしていただいて資格確認書を交付するようになります。

○A委員
そうすると、おばあちゃんがマイナ保険証を持っていると思うんだけど90過ぎてそれができるかどうかの問題になったときにどうすればいいですか

○B委員
保険証と同じに使えるんだから使えますよ…

○A委員
暗証番号が必要です

○小林村長
顔認証もあるよ

○A委員
顔認証してたかな…

○事務局・中原係長
90歳ということは後期高齢者の医療保険の方でしょうか？そちらの方は国保とまた対応が違いまして資格確認書が全員に送付されます

○小林村長

後期高齢者は、ですか

○事務局・中原係長

はい。後期高齢者は資格確認書が全員に交付されます。

○小林村長

75歳以上だよね

○住民福祉課長

75歳以上の方についてはすぐに…マイナ保険証への切り替えに時間がかかるというところで資格確認書を1年、2年と発行するなかで順次、マイナ保険証へ移行していただきたいというところで、制度的に来年も資格確認書を送付するという事になっております。マイナ保険証も使えますがこちらの小さい…

○事務局・中原係長

もう少し大きいものになります

○住民福祉課長

後期高齢者のはもう少し大きい資格確認書になりますが…サイズの。そちらの方でも受診できますのでまた確認しておきます

○高橋会長

他にはよろしいですか。それでは次、お願いします。「(5) 子ども子育て支援金制度について」説明をお願いします

○事務局・中原係長

「(5) 子ども子育て支援金制度について」説明

○小林村長

補足で、資金を徴収する部分も説明お願い

○事務局・中原係長

「(5) 子ども子育て支援金制度について」補足説明

○小林村長

とても簡単に言いますと政府が新しく子ども子育て支援金制度を作りました。ですが財源がないので、その財源をこういった健康保険組合から徴収する、というものになります。今言った通り一人400円？月400円？

○事務局・中原係長

一人当たり月400円です

○小林村長

1人？

○住民福祉課長

ちょっとまだわかりませんが…

○小林村長

まだ未定らしいですけども、イメージとしてはそのくらいの税金を納めなければならないと。それでもって子ども子育て支援金制度というのは誰にどのくらいお金がいくのかわかっていませんが、そのような制度ができて財源をここから集める、ということです。

○高橋会長

そうするとまさに今議論している令和7年度の国の予算の中にも組み込まれていてそれが国会で通ればスタートということですか。それともその前にもうできているのですか

○事務局・中原係長

今回の7年度の予算のときですと国の方では8年度から徴収させていただくためにシステムの改修ですとか、そういったものはありますが、実際は8年度です

○小林村長

制度はもう国家では通っていて、据え置き期間を置いて8年度から徴収が始まると

○事務局・中原係長

そういうことです

○住民福祉課長

実際、この、子ども子育て支援金制度の対象事業につきましては表①の四角い点がありますが実際今行っている出産子育て給付金の制度とか児童手当が去年の10月から拡大しましたが、そちら等に。また、子ども誰でも通園制度も始まってきますけれど、そちらに充てていくということで決まっています。今、実際に事業も始まっていますので政府としては④にございます通り令和6年から10年度までは各年度、政府において特例公債を発行することで対応していくのですが、国民の皆様から実際ご負担いただく8年度から、実際にご負担いただきそれを集めて11年度以降、それを充てて子ども子育て支援金制度を進めていくということになっておりますのでよろしくお願いします。

○A委員

子ども子育て支援とういのは必ず必要なものだと思いますが、我々納税者は何も聞いていないことが…今日ここにきて初めて国民健康保険から引きますよと初めて聞きましたが、政府は何も言っていませんよね。だから行政も何も言ってないと思いますが…。会議に来るたびに初めて聞くことが多くてですね、税金は上がるは消費税は上がるはで、我々が行っても仕方ないことだと思いますが…

○小林村長

政府としては広報において知らしめていくということになっていきますので、我々としては村民の皆様には広報を知らしめていかなければならないと思っています。その都度都度ではこういったことがあると思います。今回は財源が云々というにはやっとこれから動くところなので一人につき数百円ずつとういのは大変なことなので、これから村として、朝日村国民健康保険として、他の健康保険組合もあるので、そういったところも通して説明をしていくということになります。

○高橋会長

他によろしいでしょうか

○B委員

子ども子育て支援金納付金の下に保険料負担に応じて按分ということで後期高齢者とその他、という括りで書いてあるのですが、後期高齢者の分というのはどのようなになるんですか

○住民福祉課長

後期高齢者の方々は別に医療制度がありますので、その制度上からいただくとうことになってくると思います。こちらに書いてある8対92で按分といのがおそらくですが、後期高齢者と現役世代が払う按分になっていると思います。ただ、この図の下、一番下に米印がありまして子どものための制度ですから、国民健康保険においては18歳以下の方からは均等割りだけ、軽減措置を講ずるとういことで決まってきております。世帯からはいただきますが子どもからはいただかないということですね

○高橋会長

よろしいでしょうか。これは、代表して払うみたいな感じですか

○事務局・中原係長

今までと同じように国民健康保険は世帯主課税になりますので世帯主の方に納めていただきます

○高橋会長

他はよろしいでしょうか。

それでは（6）朝日村の健康に関する現状について説明をお願いします

○事務局・稲田課長補佐

「（6）朝日村の健康に関する現状について」説明

○高橋会長

ありがとうございました。会議としては以上となりますが全体を通して何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○A委員

今の健康診断の説明を伺ったんですが、集団健診で、コロナ以前だと集団で集まるので時間的制限があって、待っている時間が多かったんですよね。コロナ以降、時間指定になったので割とスムーズになったと思うので、そういったことは継続してもらって、40歳～59歳って会社で受けていたり、男性は畑仕事をしていると待つ時間が嫌で胃カメラなどもそうですけど、早い時間に来て飲んで健診できれば一番楽でいいんですけど、なかなかそういうことに億劫なので結局若い人達が早めに亡くなっちゃうというのが多々あると思うんです。もう少しその辺のPRを。男の人は畑仕事に行くと早い人で3時とか4時とか5時に出る

からその組み合わせでなんとかできるような形にしてもらえるような取り組みができれば有難いと思うんですが。

○事務局・稲田課長補佐

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

個別の医療機関の健診もありますのでそちらのほうをご自分のご都合に合わせて受けられるということもあると思いますので、案内含めて丁寧に行っていきたいと思います。ありがとうございました。

○高橋会長

よろしいでしょうか。それでは会議事項は以上となります。

○副会長

以上をもちまして、令和6年度第2回朝日村国民健康保険運営協議会を閉じます。お疲れ様でした。

朝日村国民健康保険条例施行規則第11条により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員

委員